

入札説明書

宮崎県が行うカラー複合機の複写サービスに係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、令和6年11月18日の公告及びこの入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書及び別添仕様書について疑義がある場合は、下記13に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和6年11月18日

2 一般競争入札に付する事項

- (1)業務名 カラー複合機の複写サービス（1台）
- (2)業務の特質等 仕様書のとおり
- (3)納入期限 令和7年1月31日
- (4)契約期間 令和7年2月1日から令和12年1月31日まで（60か月）
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- (5)納入場所 宮崎市神宮2丁目4-4
宮崎県総合博物館 1階事務室
- (6)入札方法 (1)について入札を実施する。

ア 入札書の複写サービス料金は、複合機の1か月間の複写枚数合計を使用枚数として、テスト・ミスコピー枚数を控除した枚数で1枚あたりの単価を記載し、金額欄には60か月分を記載すること。なお、内訳の金額欄には、月額、年額、総額（60か月分）を記載すること。（1か月の複写枚数は、モノクロ17,000枚、カラープリント2,500枚、カラーコピー500枚分とする。）

イ 入札金額は、当該業務の履行に要する一切の諸経費（用紙を除く。）を含めた額とすること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記2の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - ウ 本契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で、種目が事務機器であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて直ちに提供できると認められる者であること。
 - オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - カ 宮崎市内に本店又は支店（営業所を含む。）を有するものであること。
 - キ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者と見なす。
- (2) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提

出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 上記(2)の書類の提出場所、提出期限、提出方法、事前審査及び結果の通知について

ア 提出場所

宮崎県総合博物館・総務課

宮崎市神宮2丁目4-4

郵便番号 880-0053

電話番号 0985-24-2071

イ 提出期限

令和6年12月5日 午後5時

(火曜日を除く、午前9時から午後5時まで)

ウ 提出方法

持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

※送付の場合は、令和6年12月5日 午後5時必着とする。

エ 審査の実施

入札者が、入札参加資格を満たしているかを審査する。県が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行った上、提出書類の修正を求める場合がある。

オ 審査結果の通知

審査終了後、令和6年12月12日までの間に書面により通知する。

なお、審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合博物館 総務課

宮崎市神宮2丁目4-4

郵便番号 880-0053

電話番号 0985-24-2071

(2) 期間 令和6年11月18日から令和6年12月19日まで

(火曜日を除く、午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県総合博物館 総務課

(2) 期間 令和6年11月18日から令和6年12月5日まで

(火曜日を除く、午前9時から午後5時まで)

7 入札説明会及び入札に関する質問

本件入札に関する入札説明会は実施しない。ただし、質問がある場合には、次により提出するものとする。なお、提出期間の間に到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については回答しない。

- (1) 提出期間 令和6年1月8日から令和6年1月24日まで
(火曜日を除く、午前9時から午後5時まで)
- (2) 提出先 宮崎県総合博物館 総務課
- (3) 提出方法 電子メールで提出すること。
E-mail アドレス：hakubutsukan@pref.miyazaki.lg.jp
- (4) 回答方法 個別に電子メールで回答するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、電子メールで通知する。

8 入札と開札

- (1) 入札と開札の場所及び日時
 - ア 場所 宮崎県総合博物館 2階研修室1
 - イ 日時 令和6年1月29日 午前10時
- (2) 入札に参加する者は、入札書（別紙様式2）を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (7) 開札には入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

9 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。
- (2) 入札の回数は、1回を限度とする。

- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。また、初度の入札と同様に積算内訳も記入すること。
- (4) 再度の入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去二箇年度の間に国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間にあるもの）を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。（過去二箇年度の実績に関しては、本件入札の落札者に提出を求める。）

11 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

13 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合博物館 総務課

宮崎市神宮2丁目4-4

郵便番号 880-0053

電話番号 0985-24-2071

E-mail : hakubutsukan@pref.miyazaki.lg.jp